

静岡県告示第369号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月12日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(2)のエの表スルガ銀行株式会社三浦海岸支店の項所在地の欄中「上宮田3112番1」を「上宮田字水深3112番5」に改める。

2の(3)のエの表沼津信用金庫駅北支店の項所在地の欄中「高島町15番5号」を「高島本町8番61号」に改める。

附 則

この告示は、2の(2)のエの表に係る改正規定は平成31年4月22日から、2の(3)のエの表に係る改正規定は平成31年4月15日から施行する。